

令和3年度「非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和4年（2022年）1月4日から1月13日まで 3回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 非常勤職員の育児休業、部分休業、介護休業及び介護時間について、1年以上の在職期間の要件を廃止	非常勤職員の育児休業、部分休業、介護休業及び介護時間の取得要件のうち、「同一の職に引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。	取得要件が緩和されることは職員にとって望ましいことである。 これらの休暇・休業制度の取得を希望する職員が気兼ねなく利用できる職場環境づくりを進めるとともに、職場の運営のための人員配置等について配慮してほしい。	市の提案どおりとする。 職員が休暇・休業を取得し易い環境をつくるため、制度周知を進めるとともに、引き続き職場の状況を踏まえた配慮を行っていく。
2 非常勤職員の子の看護休暇及び短期介護休暇について、6月以上の継続勤務の要件を緩和	非常勤職員の子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件のうち、「同一の職に引き続き在職した期間が6月以上」の要件を「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」に緩和		